

資料 1

看護職員の配置基準等について

- ・医療法における病院の看護職員の配置基準 ······ 1
- ・診療報酬における看護職員の配置基準 ······ 2
- ・介護保険関連施設の配置基準 ······ 3
- ・福祉関連施設の配置基準 ······ 4

医療法における病院の看護職員の配置基準

病床区分		入院患者数：看護職員数	経過措置
一般病床		3：1	べき地病院又は200床未満の病院は 平成18年2月末まで4：1
療養病床		6：1	
精神病床	大学附属病院（特定機能病院を除く。）並びに内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院	3：1	
	上記以外の病院	4：1	当分の間、5：1（補助者と合わせて4：1） 旧法の特例許可を受けている病院については 平成18年2月末まで6：1
感染症病床		3：1	べき地病院又は200床未満の病院は 平成18年2月末まで4：1
結核病床		4：1	旧法の特例許可を受けている病院については 平成18年2月末まで6：1

診療報酬における看護職員の配置基準

一般病床	
一般病棟入院基本料	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(40%) 3.5:1(40%) 4:1(40%)
特定機能病院入院基本料(一般病棟)	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(70%)
専門病院入院基本料	2:1(70%), 2.5:1(70%),
障害者施設等入院基本料	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(40%), 3.5:1(40%), 4:1(40%)
救命救急入院料	常時 2:1(100%), 常時 必要数(100%)
特定集中治療室管理料	常時 2:1(100%)
ハイケアユニット入院医療管理料	常時 4:1(100%)
新生児特定集中治療室管理料	常時 3:1(100%)
総合周産期特定集中治療室管理料	常時 3:1(100%)
広範囲熱傷特定集中治療室管理料	常時 2:1(100%)
特殊疾患入院医療管理料	4:1 (20%)
小児入院医療管理料	1.5:1(100%), 2:1(70%)
回復期リハビリテーション病棟入院料	3:1 (40%)
亜急性期入院医療管理料	2.5:1(70%)
緩和ケア病棟入院料	1.5:1(100%)
老人一般病棟入院医療管理料	6:1
療養病床	
療養病棟入院基本料	5:1 (20%)
回復期リハビリテーション病棟入院料	3:1 (40%)
特殊疾患療養病棟入院料	4:1 (20%)
[介護報酬]指定介護療養型医療施設	6:1 (20%)
結核病床	
結核病棟入院基本料	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(40%), 3.5:1(40%), 4:1(40%) 5:1(40%), 6:1(40%)
特定機能病院入院基本料(結核病棟)	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(70%)
精神病床	
精神病棟入院基本料	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(40%), 3.5:1(40%), 4:1(40%) 5:1(40%), 6:1(40%)
特定機能病院入院基本料(精神病棟)	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(70%)
精神科救急入院料	2:1(100%)
精神科急性期治療病棟入院料	2.5:1(40%) 3:1(40%),
精神療養病棟入院料	6:1(20%) , 6人
老人性痴呆疾患治療病棟入院料	6:1(20%)
老人性痴呆疾患療養病棟入院料	6:1(20%)
特殊疾患療養病棟入院料	4:1 (20%)
感染症病床	
一般病棟入院基本料	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(40%) 3.5:1(40%) 4:1(40%)
特定機能病院入院基本料(一般病棟)	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(70%)
一類感染症入院医療管理料	常時 2:1(100%)

* ()は看護師比率を示す

介護保険における居宅及び施設サービスの人員基準

区分	人員基準		
介護老人保健施設	3 : 1 (看護職員又は介護職員) 看護職員数は、看護・介護職員数の7分の2		
介護老人福祉施設	入所者	30人未満	1人
		30人～ 49人	2人
		50人～179人	3人
	(130人超えて50人毎に1人を加える)。		
訪問看護ステーション	2. 5人		

福祉施設の配置基準

<児童福祉法>				
肢体不自由児施設	3:1	<知的障害者福祉法>		
重症心身障害児施設	3:1	知的障害者入所更生施設	常時1人	
第1種自閉症児施設	3:1	知的障害者入所授産施設	常時1人	
第2種自閉症児施設	20:1			
第1種助産施設	3:1			
乳児院	入所児10人未満 入所児10人以上	1人 2人	<精神保健及び精神障害者福祉に関する法律> 精神障害者福祉工場 1人	
<身体障害者福祉法>				
肢体不自由者更生施設	常時1人			
視覚障害者更生施設	常時1人			
聴覚・言語障害者更生施設	常時1人			
内部障害者更生施設	入所者50人未満 入所者50人～100人未満 入所者100人～140人未満	1人 2人 3人		
身体障害者療護施設	入所者50人未満 入所者50人～60人未満 入所者60人～80人未満 入所者80人～150人未満 入所者150人～180人未満	2人 3人 4人 5人 6人		

* 看護職員を必要でない施設を除く